

2026年度アフリカ豚熱(A S F)等啓発事業業務仕様書

1 事業名

2026年度アフリカ豚熱(A S F)等啓発事業

2 業務概要及び目的

2026年アジア・アジアパラ競技大会の開催により、アジア地域を中心とした訪日客の増加に加え、在日外国人の親族・知人の来訪機会の増加が見込まれている。

これに伴い、海外において発生が確認されているアフリカ豚熱 (ASF) や口蹄疫等の家畜伝染病が、海外からの渡航者や在日外国人を介した違法又は不適切な畜産物の持込み等により、国内に侵入するリスクが一層高まっている。

特にアフリカ豚熱は、豚及びいのししに感染し、発生した場合には畜産経営や地域経済に深刻な影響を及ぼすことから、在日外国人及びその関係者に対する侵入防止対策の周知徹底が極めて重要である。

本事業は、在日外国人を主たる啓発対象 (メインターゲット) とし、併せて県民を含む周辺層にも波及効果を及ぼすことを目的として、アフリカ豚熱等の家畜伝染病に関する正しい知識及び防疫協力の重要性について、多言語で分かりやすく情報発信を行い、在日外国人及び来訪者の行動変容を促すことにより、県内への家畜伝染病侵入リスクの低減を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から 2026 年 11 月 20 日 (金) まで

4 事業内容

受託者は、以下の (1) から (3) の業務を一体的かつ効果的に実施すること ((1)、(2) の業務は必須とする)。

なお、実施に当たっては、在日外国人の生活様式、情報取得手段、言語・文化的背景を十分に踏まえた手法を選択し、県と十分に協議の上、実施すること。

また、実施時期については、契約締結日からアジア・アジアパラ競技大会の終了日 (2026 年 10 月 24 日) までを主な期間とする。

(1) SNS・メッセージアプリを活用した情報発信【必須】

ア 概要

在日外国人を主対象として、SNS やメッセージアプリ等のデジタル媒体を活用し、アフリカ豚熱等に関する注意喚起及び防疫協力の呼びかけを行う。

なお、情報発信の結果として県民等にも内容が共有・認知されることは妨げない。

イ 使用媒体（例）

- ・LINE
- ・Facebook
- ・Instagram
- ・その他、在日外国人コミュニティで利用率の高い媒体

※使用媒体は、対象とする外国人コミュニティの特性を踏まえ、提案内容に応じて柔軟に設定すること。

ウ 発信内容

以下の内容を含め、日本語を母語としない者にも直感的に理解できる情報発信を行うこと。

- ・アフリカ豚熱等の概要及び発生国の状況
- ・日本への畜産物持込み禁止に関する注意事項
- ・空港等での動植物検疫への協力呼びかけ
- ・食べ残しを豚やいのししに与えないことの重要性

エ 実施方法

- ・県民及び在日外国人に対する効果的な発信方法（投稿回数、発信期間、リーチ数等）を企画提案時に明示すること
- ・必要に応じて、在日外国人団体、国際交流団体、外国人支援組織等のネットワークを活用して情報拡散をすること
- ・必要に応じて、農林水産省が作成した外国人向け啓発素材を活用すること

※具体的な投稿内容・投稿先については、提案内容に基づき県と協議の上決定する。

(2) 多言語啓発資料の掲示及び配布【必須】

ア 概要

在日外国人を主な利用者とする施設・拠点において、多言語による啓発資料の掲示及び配布を行う。

イ 啓発資料

- ・必要に応じて、農林水産省が作成した外国人向け啓発素材を活用すること
- ・対象言語話者にとって理解しやすいよう、サイズ変更、補足説明の追加等の工夫を行うこと

ウ 対応言語

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語
- ・ベトナム語
- ・韓国語
- ・フィリピン語

エ 掲示・配布先（想定）

- ・外国人支援団体
- ・国際交流協会
- ・外国人学校
- ・宗教施設
- ・空港、公共交通機関関連施設
- ・その他、在日外国人の利用が多い施設

※具体的な配布先・配布数については、提案内容に基づき県と協議の上決定する。

(3) アジア・アジアパラ競技大会関連イベント等での啓発

ア 概要

アジア・アジアパラ競技大会の関連イベント等において、外国人参加者を主な対象とした啓発活動を行う。

イ 実施方法

イベント参加者に対し、アフリカ豚熱に関する啓発資料を配布するなど、提案内容に応じた効果的な啓発手法を実施する。

ウ 啓発資料

必要に応じて、農林水産省が作成した外国人向けチラシ等を活用する。

※具体的な実施方法・配布数については、提案内容に基づき県と協議の上決定する。

※本項目は、(1)、(2)の補完的取組として位置付ける。

5 成果指標（KPI）の設定

受託者は、事業の効果を客観的に評価するため、在日外国人への到達度や関与度を重視した成果指標を設定し、実績報告書において報告すること。

(例)

- ・在日外国人向け SNS 投稿回数
- ・外国人ユーザーを中心とした推定リーチ数、閲覧数、エンゲージメント数

- ・多言語啓発資料の配布部数及び掲示箇所数
 - ・外国人団体・国際交流団体等との連携件数
- ※具体的な指標は企画提案時に示すこと。

6 実績報告書の提出

委託業務終了後、委託業務完了報告書（実績報告書）を契約期間内に提出すること。

(1) 提出物

ア 委託業務完了報告書（実績報告書）（成果物を含む）

A4縦版、横書き 2部

イ アの電子データ一式（電子メール添付又はCD-R等の記憶媒体）

(2) 提出先

愛知県農業水産局農政部農業振興課

野生イノシシ対策室 経口ワクチン対策グループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

E-mail : yasei-inoshishi@pref.aichi.lg.jp

(3) 留意事項

実績報告書は、県と内容を協議・確認の上作成すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務開始前及び業務期間中において、県と十分な打合せを行い、進捗状況を適宜報告すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、県の指示に従うこと。
- (3) 打合せ資料及び議事録等の作成は受託者が行うこと。
- (4) 県職員は、必要に応じて委託事業の実施状況を確認することができる。
- (5) 採用された企画及び成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 委託業務完了報告書及び請求書は、県が指定する様式を使用すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。